

# 与路小中学校いじめ防止基本方針

瀬戸内町立与路小中学校

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。「いじめ防止対策推進法」より

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめを受けた児童生徒ごとに1件として数える。この際、同一の児童生徒が異なる時期に別の児童生徒からいじめを受けても1件として取り扱う。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) 心の教育推進委員会

校長，教頭，学級担任，養護教諭からなる，いじめ防止等を含めた児童生徒の問題対策のための委員会を設置し，毎月1回開催する。

### (2) 職員朝会・職員会議・研修等での情報交換及び共通理解

週2回（月・木）の職員朝会や月1回の職員会議，職員研修等で，全教職員で配慮を要する児童生徒について，現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組

### (1) 学級経営の充実

ア 児童生徒の様子をよく観察したり，アンケートや日記等を生かしたりして，児童の実態を十分に把握し，よりよい学級経営に努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め，児童生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

### (2) 道徳教育の充実

ア 道徳の授業を通して，児童の自己肯定感を高める。

イ 全ての教育活動において，体験活動を多く取り入れた道徳教育を実践し，生命尊重や人権尊重の精神，思いやりの心などを育てる。

### (3) 「いじめ問題を考える週間」の充実

ア 年2回（4月，9月）の「いじめ問題を考える週間」中に，児童生徒を対象とした無記名のアンケートを実施し，実態の把握に努める。

イ 全学級でいじめに関連のある徳目（生命尊重，人権，友情，協力 他）を取り上げた内容で道徳の授業を実施する。授業は，保護者等へ広く公開する。

### (4) 相談体制の整備

ア アンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景，学級の成果と問題点，教師の観察との共通点及び相違点など）を考え，職員研修で共通理解を図る。

イ 学級担任により教育相談を行い，児童生徒一人一人の理解に努める。

ウ 学校以外の相談機関等（県総合教育センター，県PTA連合会等）の周知に努める。

### (5) 縦割り（異年齢）活動の実施

ア 縦割り班活動（行事，清掃活動等）のなかで，協力したり協調したりすることを学習し，人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

イ 児童生徒会による地域清掃や資源リサイクル，募金活動等のボランティア活動を推進する。

### (6) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- 全校児童生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童生徒に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
  - 学校ネットパトロール事業（県教委委託事業）との連携を図る。
- (7) 関係機関との連携協力体制の整備（教育委員会、県総合教育センター、福祉事務所 他）

#### 4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携  
児童生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、町役場の住民課や保健福祉課、教育委員会、福祉協議会などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 「心のつぶやきアンケート」「学校楽しいーと」の実施  
毎月「心のつぶやきアンケート」、学期1回「学校楽しいーと」を実施する。また、アンケート結果をもとに、一人一人の児童生徒と直接話をして、思いをくみ取るとともに職員会議や職員研修で実態の把握と対応策について共通理解・実践を図る。
- (3) 日記・ノート指導  
児童生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で児童生徒の様子に目を配ったり、日記や個人ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

#### 5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、その情報を報告させ、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。**（チームによる対応）**
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等で学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- (7) **いじめは、単に謝罪を持って解消としない。下記の要件を満たす必要がある。**  
**ア いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月以上継続していること。**  
**イ 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。**  
**ウ 被害児童生徒及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。**

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義  
**ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合**  
**イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合**  
**ウ 児童生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）**
- (2) 重大事態への対処  
**ア 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。**  
**イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。**  
**ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。**  
**エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。**